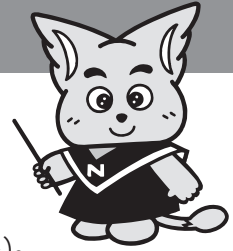


国民年金だより



国民年金の保険料は **16,260円(平成28年度)** です。

保険料が納め忘れの状態だと、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、免除・納付猶予制度をご利用ください。

①免除申請(全額免除・一部納付(一部免除))

本人・世帯主・配偶者の所得が一定額以下の場合に申請手続きをすることにより、保険料の納付が全額免除または一部納付(一部免除)となります。

なお、一部納付(一部免除)については、**一部納付が未納の場合、一部免除が無効(未納と同じ)となるため、将来の年金額に反映されません。**また、万が一のとき年金を受給できない場合があります。

	所得基準の目安	月々の保険料	年金額
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円 +22万円	全額が免除	1/2が反映
1/4納付 (3/4免除)	78万円+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等	4,070円	5/8が反映
半額納付 (半額免除)	118万円+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等	8,130円	3/4が反映
3/4納付 (1/4免除)	158万円+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等	12,200円	7/8が反映

②若年者納付猶予申請

30歳未満の方で本人・配偶者前年度所得が一定額(注)以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

(注) 承認基準における所得(申請者本人と配偶者の前年所得)

(扶養親族の数+1)×35万円+22万円

※平成28年7月の法改正で納付猶予対象者が50歳未満まで拡大されます。

③学生納付特例申請

学生(注)で本人の前年所得が一定額以下の場合、申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

(注) 大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限が1年以上の課程に在学している方(私立の各種学校については都道府県知事の認可を受けた学校に限る))、一部の海外大学の日本分校に在学している方

●保険料の追納

保険料の免除や納付猶予を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来の年金額が少なくなります。そこで、これらの期間は、10年以内であれば後から保険料を納めることができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

●手続き(申請)について

住民登録をしている市町村役場の国民年金担当窓口へ申請することになります。

※平成26年4月より、申請時点の2年1ヵ月前の月分まで、免除を申請できるようになりました。過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方は、年金事務所へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 役場住民生活課 ☎77-3613 由岐支所 ☎78-1111

